

(業務名称) ミクロネシア国水産海事学校能力向上プロジェクト向け機材（ロット3）
(公告日：2025年6月23日／調達管理番号：24a00408) について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	P. 2	6 競争参加資格	弊社では今年の6月に代表取締役の交代があったためICカードを新規発行する必要がありその前提となる法人登記の手続きをしておりますが、現在のところ8月末まで掛かる見込みです。このため7月31日に予定されている本件の入札に関し新カードが間に合わないため旧カードでの参加でも問題ないでしょうか？	旧カードでの競争参加を認めます。
2	P. 20	(1) 9) 機関室操作訓練	機関室操作訓練 というのは、補器類(auxiliary machinery)に関する一般的なトレーニング用のメニューを備えていれば問題ないでしょうか？	機関室操作訓練の内容として、機関室との模擬的な通信訓練を実施頂ければ問題ありません。
3	P. 20	(2) 1) 訓練海域モデル； 65N° ～65° S、180° E～ 180° W	具体的に必要な訓練海域を教えてください。	ミクロネシア、パラオ、マーシャル諸島の主要領海（全てではなく、ミクロネシア4州本島12海里以内、パラオ及びマーシャル諸島本島12海里以内）とします。
4	P. 20	(2) 2) 自船数学線形モデル； 300種類以上	具体的に必要な船種を教えてください。	新たに線形モデルを設定する場合、総トン数（GT）が1,000トン、2,000トン、5,000トン程度の貨客船で、既に設計済みのモデルで近い船種に対応ください。既存の線形モデルを使用する場合は全ての船種に対応してください。
5	P. 48	① RADAR/ARPA シミュレータの設置	シミュレータを設置する予定の部屋の中のコンセントの位置とワット数を教えてください。	シミュレーター設置予定場所の電気容量はワット数ではなくVAで表記しています。その場合（単相）AC120V・50Hzの容量6KVAです。コンセントの位置については別添の資料をご参照ください。
6	P. 25	標準付属品	パソコンやモニター等の汎用品は納入までの間に調達予定品が生産中止等の理由で入手できなくなる可能性もありますが、その場合は落札後であってもカタログ等の提出により同等品への変更は可能ですか？	調達予定品の生産中止がなされた場合、別途協議の上で同等品への変更は可とします。
7	P. 10	2-1 可搬消防ポンプ 参考銘柄 ① VE1500W (JIS)	トーハツ社より以下の提案がありました。 要求仕様書に記載されている参考銘柄「VE1500W」（トーハツ社製）と比較し、同社の別モデル「VC72AS」も要求仕様をすべて満たしており、モデル「VC72AS」も参考銘柄として受け入れていただくことは可能でしょうか。ご教示ください。	ご提案の「VC72AS」は要求仕様を満たしておりません。従ってこの製品の納品を認めません。
8	P. 17	2-9 消防服一式 参考銘柄 PS3789 Fire Ship Package	PS3789は製造中止となってしまうため、後継品のPS3794をご提案させていただきます。 カタログを添付しておりますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。	ご提案の「PS3794」の納品を認めます。
9	P. 10	2-1可搬消防ポンプ (仕様) 始動方式：電動及び手動が可	参考銘柄① VE1500W（JIS）は、メーカー殿のお話では、基本的にバッテリーレスで手動でのエンジン始動となるということです。電動で始動するためにはバッテリーを別途調達した上でセルスタート方式になるとのことです。始動方式を「手動」のみをお認め頂けませんでしょうか。	本プロジェクトでの用途としては手動始動のみで問題ありません。この製品が持つ性能として始動方式は電動および手動が可能ですので、機材仕様明細書の変更はありません。
10	P. 10	2-1可搬消防ポンプ (仕様) (2-1)～(2-7)の接続全体図を提出のこと。	参考銘柄① VE1500W（JIS）のメーカーでは接続全体図は提供できないとのこと。仕様から削除頂けませんでしょうか。	本プロジェクトではポンプ、消火栓、水管配管、ホース類等の接続を説明した英文接続説明書（全体図）が必須となりますので、メーカーでの提供が不可であっても、受注者による対応を要します。
11	P. 41	3 貨物海上保険 仕向港荷揚げ後90日	通常の保険約款は、仕向港にて荷揚げし所定の倉庫に到着するか、荷揚げ後60日過ぎても倉庫に到着できない場合のどちらか早い日付で保険が終了いたします。本件は荷揚げ後の港での滞留の場合の期間を60日から90日へ延長という理解でよろしいのでしょうか？ いずれにせよ、その前に所定の倉庫に到着した時点で保険は終了いたします。	ご指摘の通り、貨物海上保険は仕向港にて荷揚げし所定の倉庫に到着した時点で保険が終了する認識でおります。そのため、荷揚げ後の港での滞留の場合の期間を90日へ延長頂くというご理解で問題ありません。なお、船積渡しの輸送条件書について変更箇所がありますので、必ず説明書の訂正をご確認ください。
12	全体	機材番号2と3	機材番号2と3で入札を分けていただくことは可能でしょうか。	本件について入札を分けることは認めません。

説明書の訂正				
通番	該当頁	項目	訂正前	訂正後
	p. 41	3. 貨物海上保険	発注者が締結している包括予定保険 Open Policy に基づき、発注者を被保険者、受注者を保険契約代行者として、発注者の特約条件による貨物海上保険を、以下の期間で付保すること。なお、船積完了から保険が適用される。 仕向港荷揚げ後 90 日	発注者を被保険者、受注者を保険契約代行者として、受注者は以下の保険条件で海上貨物保険を手配する。なお、船積完了または輸送業者への引渡時点から保険が適用される。 ・ 付保期間：仕向港荷揚げ後90日 ・ 協会貨物約款（A）（Institute Cargo Clause(A)） ・ 第三者求償権放棄特約を認める ・ 保険金額は機材費、梱包・輸送費の合計 100%とする